

# 地震リスク対応型ファイナンスの 新スキームについて (補足資料)

2015年2月24日  
株式会社オリエンタルランド

## 本資料の位置づけ

本資料は、株主・投資家の皆様に「地震リスク対応型ファイナンス」の内容をよりご理解をいただくことを目的として作成した補足資料となります。

詳細につきましては、2015年2月24日公表の適時開示資料「**地震リスク対応型ファイナンスの期限前弁済及び行使価額修正条項付新株予約権の消滅並びに地震リスク対応型コミットメント期間付タームローンの新規設定に関するお知らせ**」をご覧ください。

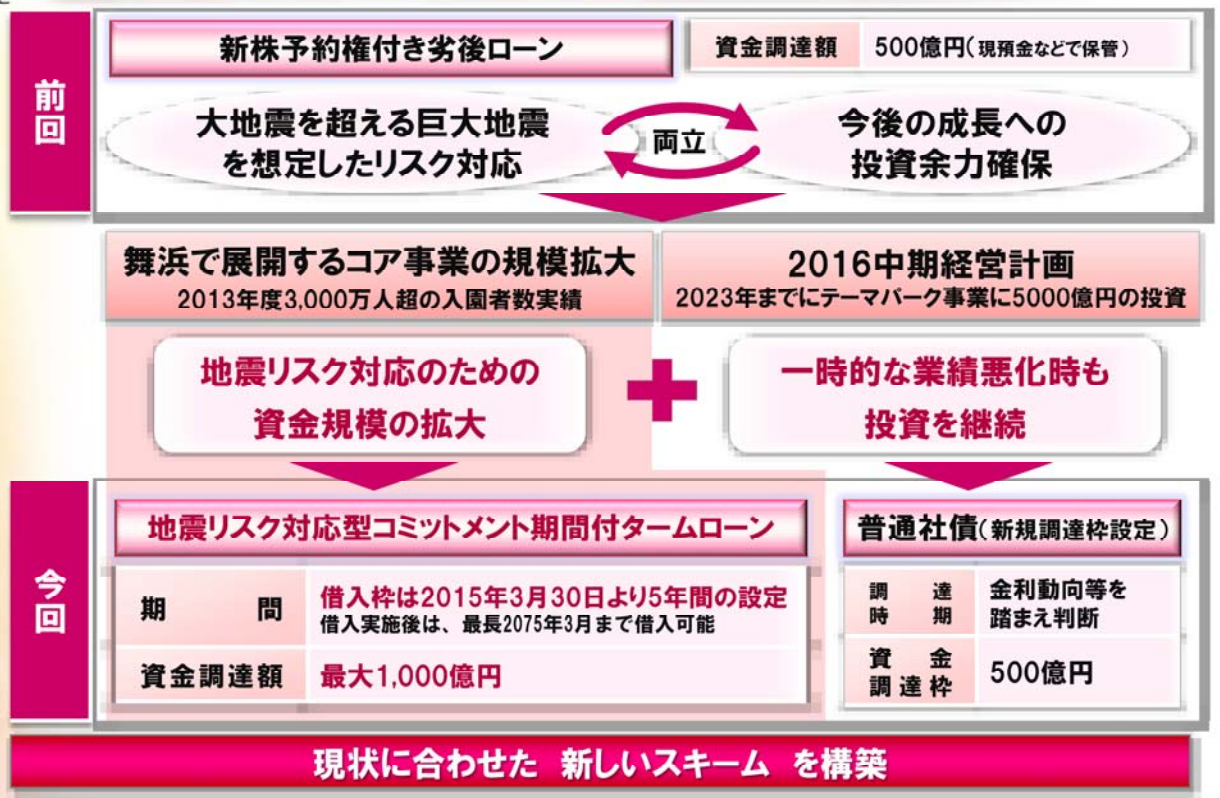
本資料の転載はご遠慮ください。

## お問い合わせ先

株式会社オリエンタルランド 経理部IRグループ  
[www.olc.co.jp](http://www.olc.co.jp)



## 前回からの変更点



2011年3月の東日本大震災に際しては、施設や従業員の備えだけでなく、財務面の備えがあったことにより、事業を継続し、業績の早期回復を支えることができました。

その経験を踏まえ、2011年9月より「新株予約権付き劣後ローン」(旧スキーム)により500億円の資金を確保し、現在想定している大地震を超える巨大地震を想定したリスク対応と、今後の成長への投資余力の確保を図っておりました。

その後、舞浜で展開するコア事業は、2013年度にテーマパーク入園者数が3,000万人を超えるなど、事業規模が拡大しており、地震発生時に必要な運転資金額が増大してきました。

また、2014年4月には2016中期経営計画を発表し、その中で2023年までにテーマパーク事業に5,000億円レベルの投資方針を示しました。当社は、一時的な業績悪化時においても、将来に向けた成長投資の継続が不可欠と考えております。

そこで、今般、旧スキームを解消し、新たに地震リスクへの対応を想定した「地震リスク対応型コミットメント期間付タームローン」(新スキーム)と、将来に備えた普通社債の発行登録をいたしました。これにより、当社の現状に合わせた資金調達が可能となります。



## 地震リスク対応型コミットメント期間付タームローンの概要

### 特徴

- ① 借入枠を設定することで、低コストを実現
- ② 地震リスク発生時に、当社の意思で、運転資金に必要な金額を調達可能
- ③ 資金調達後は、「旧スキーム(※)」とほぼ同様

※旧スキームの詳細は2011年9月7日付リリースご参照

### 主な変更点

新株予約権付き劣後ローン (旧スキーム)		地震リスク対応型コミットメント期間付タームローン (新スキーム)	
期 間	2011年9月29日より60年間 ただし、5年目以降は、当社判断により 現金にて期限前返済が可能	期 間	借入枠は2015年3月30日より5年間の設定 借入実施後は、最長2075年3月まで借入可能 ただし、2020年3月30日以降は、当社判断により 現金にて期限前返済が可能
資金調達額	500億円 現預金などで保管し、地震等発生時の 運転資金などに充当	資金調達額	50億円～1,000億円 地震リスク発生時に、運転資金に必要と当社が判断した 金額を調達
適用利率	① 当初5年間 約1%*(3ヵ月日本円LIBOR+0.75%) ② 5年目以降 約2%*(3ヵ月日本円LIBOR+1.75%) *現時点での利率	コミットメント フ ィ ー	1,000億円の借入枠に対して0.35%
新株予約権	行使制限あり M7.9以上の巨大地震発生時など	新株予約権	旧スキームとほぼ同様

柔軟かつ低コストで ヘッジが可能

地震リスク対応型コミットメント期間付タームローンの概要について説明いたします。

旧スキームにおいては、開始時から調達資金を当社が現預金などで保管し、地震リスクに備えておりました。

新スキームにおいては、借入枠を設定することで、資金が必要になる時点までは当社が調達を実行しないことにより、低コストを実現しました。

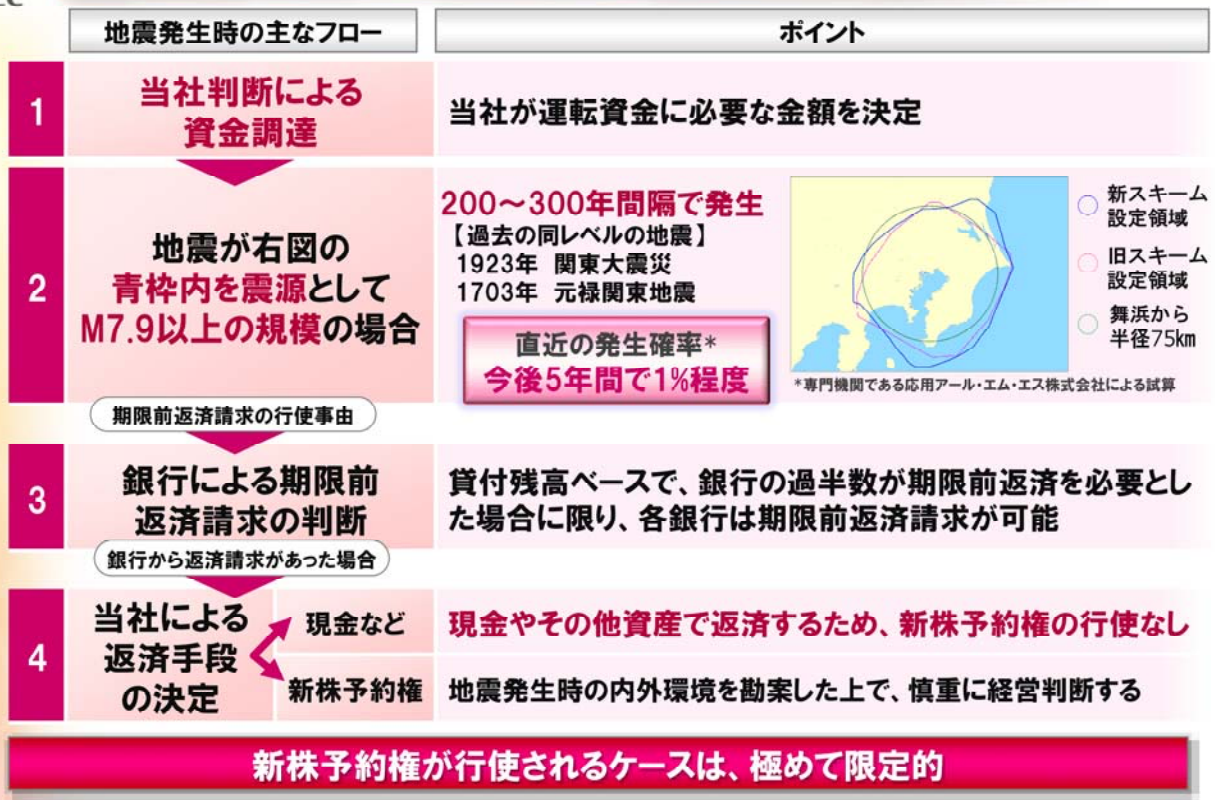
運転資金が必要な場合は、借入枠の範囲内で調達することができます。

なお、資金調達後は、旧スキームとほぼ同様です。

新株予約権の行使制限については、次のページをご参照ください。



## 【参考】新株予約権の行使制限



新スキームでは、新株予約権に行使制限がありますが、旧スキームと同様に、行使されるケースは極めて限定的と考えています。その理由について地震発生時の主なフローを用いて説明いたします。

まず、前提として、1「当社判断による資金調達」を行うことで、新株予約権行使の可能性が生じます。

2「地震が右図の青枠内を震源としてM7.9以上の規模の場合」は、期限前返済請求の行使事由に該当します。なお、このクラスの地震は、200年から300年と発生間隔が長く、また、直近の発生確率も今後5年間で1%程度と試算されています。

期限前返済請求の行使事由が発生した場合、3「銀行による期限前返済請求の判断」が行われます。貸付残高ベースで、銀行の過半数が期限前返済を必要とした場合に限り、各銀行は期限前返済請求が可能となります。

銀行から返済請求があった場合は、4「当社による返済手段の決定」を行います。当社が現金やその他資産で返済する場合は、新株予約権は行使されません。新株予約権で返済する場合は、地震発生時の内外環境を勘案した上で、慎重に経営判断を行います。

このように新株予約権が行使されるケースは極めて限定的です。